

ブラジル大豆の持続可能性条件は

どのように変わってきているのか

立命館大学教授 佐野聖香

◆はじめに

2015 年の SDGs やパリ協定の採択以降、持続可能な生産・消費や気候変動対策に対する国際的な要請が一段と強まってきている。こうした流れの中で、農産物取引においても、価格、品質、安定供給だけでなく、森林破壊との関係、生産地、トレーサビリティといった「生産過程の情報」が新たな取引条件として重視されるようになってきている。特に、ここ数年においては、こうした持続可能性に関連する条件をめぐって、様々な動きが起こっている。例えば、それは後でみるように、ブラジル大豆モラトリアムをめぐる対立、EU での EUDR の制定等である。そこで、本稿では、日本の大豆・大豆粕等の飼料原料調達においても無視できない、ブラジル大豆をめぐる持続可能性要件の最近の動向を整理するとともに、その日本の飼料原料調達への含意を検討する。

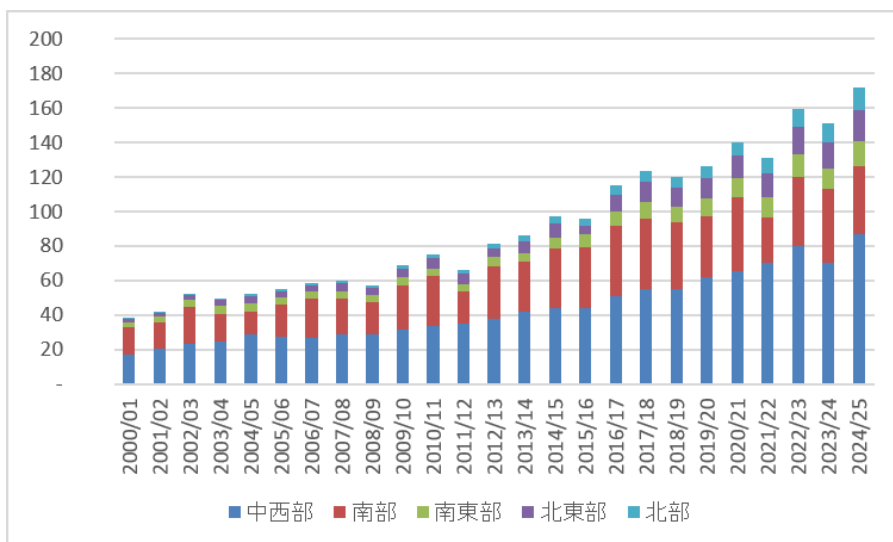
◆ブラジル大豆と日本

現在、ブラジルは世界有数の大豆輸出・生産国である。UNComtrade によると、2025 年のブラジルの大豆輸出額は約 435 億ドルに達し、世界大豆輸出額の約 61% を占める世界最大の輸出国となっている¹。また、大豆粕輸出額(2025 年)は約 79 億ドルで、こちらも世界最大の輸出シェア 33% を占めている。ブラジルの大豆輸出（輸出額ベース）の最大のパートナー国は中国である。

2025 年において約 8 割弱の大豆が中国向けとなっており、続いてスペイン、タイと続く。一方、大豆粕はインドネシア（16.5%）、タイ(12.7%)、オランダ(9.5%)、フランス(8.0%)が相手国となっている。このようにブラジルは、EU、中東、東南アジアの国々等を中心に 62 カ国に輸出を行っている。日本もブラジルからの大豆輸入をしているが、ブラジル側からすると 11 位（大豆）、15 位（大豆粕）に位置している。

CONAB によると、2024/25 年度の大豆生産量は約 1 億 7148 万トンに達し、過去最高を記録している。2000/01 年度が 3843 万トンであったことからここ四半世紀の間に約 4.5 倍の生産量の拡大である（図表 1）。地域別にみると、大豆生産の約半分がセラード地

図表 1:ブラジルの大豆生産量の推移（単位：百万トン）



出所：CONAB Série Histórica de Produção
<https://www.gov.br/conab/pt-br/atuacao/informacoes-agropecuarias/safras/series-historicas>

最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日)を元に筆者作成

域を多く含む中西部、続いて伝統的な南部が約 23%、そして北東部が 10%前後となっている。特に、ここ四半世紀の間は、中西部や南部地域のみならず、北東部・北部といった新フロンティア地域での生産拡大が目覚ましい。このことは、より大豆生産地域が北上しており、アマゾン流域の隣接地へ生産が拡大しているといえるだろう。

◆大豆モラトリウムとは

実際、2000 年代前半頃からブラジルでは農業生産・輸出が拡大する一方、森林の農地・牧草地への転換が GHG 排出や森林減少の大きな要因として問題となっていた。法定アマゾン（Amazônia Legal）の森林伐採面積も 2004 年に 27,772km²とピークに達した²。こうした状況に対し、ブラジル政府は 2004 年に法定アマゾン森林減少防止・管理行動計画（PPCDAM）を開始し、衛星モニタリングシステム（DETER）を導入するなど森林破壊への対策を強化した。その一方で、大豆生産とアマゾンの森林破壊との関係については、国際的な問題として注目されるようになり、民間企業に対しても対応を求める動きが強まってきた。2006 年 4 月には Greenpeace が報告書を公表し、アマゾンでの大豆生産と森林破壊の関係だけでなく、その大豆が飼料として利用され、欧州の食品・畜産サプライチェーンにつながっていることを問題提起した³。これを受けて、マクドナルドをはじめとする欧州の食品企業からも、ブラジルの大豆取引企業に対して森林破壊に関係する大豆を調達しないよう求める動きが強まった⁴。そして 2006 年 7 月、主要な大豆取引企業が、アマゾンで新たに森林を転換して生産された大豆を購入しない 2 年間のモラトリウムに合意した。

大豆モラトリウムは 2006 年に始まった民間の自主的協定で、アマゾン・バイオームにおいて、一定時点以降に森林伐採された土地

で生産された大豆を取引対象から除外する仕組みを構築することになった。アマゾン・バイオームとは、IBGEによる自然環境区分の1つであり、約421万km²、ブラジル国土の49.5%を占める。州別には、アマゾナス、ロライマ、アクレ、アマパの全域を含み、パラ州とロンドニア州のほぼ全域、さらにマツグロッソ州、マラニョン州、トカンチンス州の一部にまたがる⁵。大豆モラトリウムでは、2008年7月22日以降に森林が伐採された土地で生産された大豆を参加企業が購入しないというものである⁶。

つまり、この大豆モラトリウムは単なる宣言ではなく、衛星画像等を用いたモニタリングを伴う仕組みで運用されてきた。そのため、森林減少地域を衛星データで把握し、その地域で実際に大豆が栽培されているかを確認し、モラトリウムの基準に抵触する農地を特定する仕組みが構築されたのである。また、参加企業側では、対象農場や生産者の確認、取引停止、監査等も組み合わせるようになってきた。

さらに、大豆モラトリウムへの参加と並行して、主要アグリビジネスでは2000年代から独自の生産者支援や持続可能な調達の取り組みも進められていた。2015年前後からは、モラトリウムの対象地域や基準を超えて、自社サプライチェーン全体の森林破壊防止を掲げる企業独自の調達方針が明確化していつている。そのため、大豆モラトリウムは、アマゾン・バイオームにおける森林から大豆への直接転換を抑制する上で一定の成果をあげてきたと評価される傾向にある⁷。とりわけ、森林から大豆畑への直接転換を抑制する点では一定の効果があつたと評価されている⁸。その一方で、その実効性とは別に、対象地域の限定性や、国内法を上回る民間基準による市場アクセス制限の是非については、次第に議論が強まってきたのである。

◆環境ルールの政治化

大豆モラトリウムは民間基準でありながらも、森林破壊に対して一定の抑止力を持つ制度として機能してきた。一方、ブラジルには森林破壊・森林劣化等を抑制するための国内法として森林法がある。ブラジルの森林法は 1965 年に制定され、その後たびたび改正されてきた。2000 年前後の改正では、法定アマゾンにおける法定保護区の比率が引き上げられ、森林地域では原則 80%、セラードでは 35%等の自然植生を保全することが求められるようになった⁹。

この森林法と大豆モラトリウムを比較すると、森林法上は合法的な開発余地が残されている土地であっても、大豆モラトリウムでは、2008 年 7 月以降にアマゾン・バイオームで森林伐採された土地で生産された大豆は取引対象外となる。すなわち、大豆モラトリウムは民間の自主的基準でありながら、国内法よりも厳しい条件を取引上の基準として課す制度であった。

特に、2012 年に従来法を全面的に置き換えた新森林法が制定され、農村環境登録（CAR）などを含む新たな環境管理制度が導入されると、国内法と民間基準との違いが次第に政治的な問題として表面化するようになった。国内法によって環境規制の枠組みが整備されているにもかかわらず、それを上回る大豆モラトリウムによる追加的な取引制限を課す必要があるのか、という問題提起である。こうした主張は、2018 年頃から Aprosoja Mato Grosso などの大豆生産者団体によって明確に表明されるようになった¹⁰。

こうした生産者側の反発を背景に、ブラジル最大の大豆生産州であるマツグロソ州でも制度的な対応が進んだ。2024 年 10 月には州法第 12709 号が成立した¹¹。同法は、「自由な企業活動の促進」、「自治体の発展」、「社会的・地域的不平等の縮小」などを掲げ、アグリビジネスに対する税制優遇や公有地供与の条件を定めて

いる。重要なのは、ブラジルの環境法が要求していない追加的な環境制約を課す民間協定、つまりは大豆モラトリウムに参加する企業に対して、州の税制優遇や公有地供与を制限する仕組みを設けたことである。なお、同様の法律は 2024 年 7 月に Rondônia 州でも州法第 5837 号として制定されている¹²。

すなわち、民間企業が市場取引を通じてアマゾンの森林保護を進めてきた大豆モラトリウムに対し、マツグロッソ州や Rondônia 州は、国内法を超える民間環境基準に参加する企業に対する公的支援を制限するという政策手段を採用したのである。市場による規律に対して、州政府が財政・産業政策を用いて対応したとみることができる。

こうした州法に対しては、PCdoB、PSOL、PV、REDE などの左派・環境政策を重視する政党が、その合憲性を争ってブラジル連邦最高裁判所（Supremo Tribunal Federal : STF）に提訴した¹³。2024 年 12 月、Flávio Dino 判事はマツグロッソ州法の効力をいったん全面的に停止したが、2025 年 4 月には判断を一部修正し、税制優遇や公有地供与を制限する部分については効力を認める方向へ変更した¹⁴。こうして、国内法より厳しい民間基準に参加する企業に対し、州政府が税制優遇を制限することが憲法上許されるのかという問題が、司法の場で争われるようになった。

さらに 2025 年 8 月には、ブラジル競争当局（Conselho Administrativo de Defesa Econômica : CADE）が、大豆モラトリウムを競争政策上の観点から問題視し、行政手続きを開始した¹⁵。CADE は、参加企業間で価格、取引量、原産地等の競争上センシティブな情報が収集・共有されること等が競争を不当に制限する可能性があるとし、予防措置を決定した。2025 年 9 月には、この措置を 2026 年 1 月から適用することとした¹⁶。ここでは、大豆モラトリウムは環境保全制度としてではなく、企業間の競争関係という

別の観点から検討対象となった。

しかし 2025 年 11 月、STF は、大豆モラトリアムをめぐる司法・行政上の判断が全国で異なることを避けるため、関連する手続きをいったん停止した¹⁷。そこには CADE による行政手続も含まれた。そして 2026 年 8 月、STF は大豆モラトリアムを有効な民間協定として認める一方、マットグROSSO 州およびロンドニア州が、そのような協定に参加する企業に対する税制優遇等を制限する州法についても原則として有効と判断した¹⁸。また、モラトリアムそのものの違法性を争う司法・行政手続については終了するよう命じたのである。

すなわち STF は、企業が独自の環境基準を自主的に採用することを認める一方で、州政府にも、公的優遇措置をどのような条件で与えるかについて一定の政策裁量があることを認めたと考えられる。したがって、この判決によって対立が解消されたというよりも、民間による環境基準の設定と州政府による産業・財政政策が併存する中で、ブラジル大豆の「持続可能性」を誰が、どのような基準で決めるのかをめぐる主体間の利害の対立がさらに鮮明になってきたのである。

◆EUDR による森林破壊防止

こうしてブラジル国内では、国内法を超える環境基準を民間企業が取引条件として設定することの是非が、州政府、競争当局、司法を巻き込む政治問題となってきた。しかしその一方で、ブラジル大豆の主要な輸出市場の一つである EU では、森林破壊防止を輸入市場へのアクセス条件として制度化する動きが進んでいる。その代表が、2023 年に成立し、2026 年 12 月から順次適用される森林破壊防止規則（EU Deforestation Regulation：EUDR）である。

EUDR は、EU 市場に投入される対象商品について、森林破壊フ

リーであること等を求める EU 規則である。対象コモディティは、大豆、牛、コーヒー、カカオ、パーム油、天然ゴム、木材の 7 品目となっている。現時点での適用開始は、大・中規模事業者が 2026 年 12 月 30 日、小規模・零細事業者については原則として 2027 年 6 月 30 日からとなっている¹⁹。そして、この規則では、EU 市場で流通あるいは輸出される商品が森林破壊フリーであること、原産国の関連国内法に従って生産されていること、デューデリジェンスを実施すること等が求められている²⁰。

つまり、EU 市場向けの大豆については、EUDR 独自の森林破壊フリー要件への対応とブラジル国内の森林法およびその他の関連法令への適合の両方が必要となってくる。現在の大豆モラトリアムや大手穀物取引企業の独自の調達基準においても、すでに農場の位置情報や衛星画像等を用いた詳細なトレーサビリティが導入されている。それに対し EUDR の特徴は、こうしたサプライチェーン情報の把握だけではなく、生産地の地理的位置情報、森林破壊フリー、生産国法への適合、デューデリジェンス等を、EU 市場へのアクセスに必要な法的要件として制度化してきたことである。つまり、既に企業側・生産国側が自主的に進めてきたトレーサビリティや森林破壊監視が、EU 市場では法的要件として制度化され、その始動がすぐそこに迫っているのである。

大豆モラトリアムと EUDR は、ともに森林破壊に関連する大豆を市場から排除しようとする点では共通する。しかし、その制度設計は大きく異なる（図表 2）。大豆モラトリアムがアマゾン・バイオームを対象とし、2008 年 7 月 22 日を基準日とする民間の自主的協定であるのに対し、EUDR は EU 市場向け大豆について、生産地域を限定せず、2020 年 12 月 31 日以降の森林破壊がないことに加え、生産国法への適合や生産地情報を含むデューデリジェンスを求める法的な市場アクセス条件である。

図表 2:大豆モラトリウムと EUDR の比較

	大豆モラトリウム	EUDR
ルール形成 主体	民間の参加主体	EU
法的性格	自主的な民間協定	EU 規則
主な対象	アマゾン・バイオーム の大豆	EU 市場向け対象商品
基準	2008 年 7 月 22 日以降 の森林伐採地	2020 年 12 月 31 日以降 の森林破壊等
手段	取引対象外	EU 市場への投入条件
情報要求	監視・確認	地理情報・デューデリ ジェンス等

出所：筆者作成

このように現在、ブラジル国内では、国内法を超える民間基準に対する反発が強まっている。しかし EU 市場では、森林破壊フリーを公的な市場アクセス条件として要求する制度が成立している。したがって、ブラジル国内で民間基準への反発が強まったからといって、国際市場における持続可能性要件が弱まるわけではない。むしろ、従来大豆モラトリウムのような民間基準に加えて、輸入市場の法規制や個別企業のデューデリジェンスが重なり合う形で、新たなルール形成へと再編されていく可能性が高くなっている。大豆の持続可能性をめぐるルール形成は、ブラジル国内の法制度や民間企業だけで完結するものではなく、輸入市場側の規制によっても左右される段階に入っている。

◆まとめ

以上みてきたように、現在のブラジル大豆をめぐる持続可能性の

ルールは、もはや1つの法律、制度あるいは主体によって決められているわけではない。ブラジル国内では、森林法等の国内法に加えて、大豆モラトリアムのような民間基準、州政府による財政・産業政策、CADEによる競争政策上の判断、STFによる司法判断等が関連し始めている。さらに、EU市場ではEUDRによって森林破壊フリーやデューデリジェンスが市場アクセスのための法的要件として制度化されつつある。つまり、大豆の「持続可能性条件」がどのように変わってきているのかという問いに対しては、ブラジル政府、州政府、司法、民間企業、生産者団体、さらには輸入市場など、複数の主体がそれぞれ異なる立場からルール形成に関与するようになっており、それはかなり複雑化してきている。

こうした変化は、日本の飼料原料調達にとっても無関係とはいえないであろう。日本はEUDRの直接の適用対象市場ではないものの、日本向けに大豆や大豆粕を供給する大手穀物取引企業の多くは、EUを含む世界市場で事業を展開している。そのため、EU向けに構築されたトレーサビリティや森林破壊監視、デューデリジェンスの仕組みが、企業全体の調達基準やサプライチェーン管理に影響を与える可能性がある。今後、日本の飼料原料調達においても、価格、品質、安定供給だけでなく、「どこで、どのように生産された原料であるのか」という情報が、これまで以上に重要になると考えるべきである。

一方で、こうしたルール形成の方向性には、今なお大きな不確実性が残されている。その1つは、周知のように、ブラジルでは2026年10月4日に、大統領だけでなく、州知事、上院議員、連邦下院議員、州議会議員等を選出する総選挙が予定されている。第2回投票が必要な場合には10月25日に実施される。したがって、連邦政府だけではなく、マツトグROSS州など主要大豆生産州の政策方向も今後変化する可能性がある。とりわけ、大豆モラトリアム

をめぐる議論はすでに連邦議会でも取り上げられており、農業政策、環境政策、州の産業政策、外国市場からの環境要求が選挙後にどのような関係を形成するのかは、現時点では見通しにくい。

しかし、こうした政治的・制度的な不確実性があるからといって、ブラジル大豆に求められる持続可能性要件そのものが弱まってしまうとは考えにくい。ブラジル国内では民間環境基準をめぐる反発が強まる一方で、EU では EUDR の適用が目前に迫り、主要アグリビジネスも独自のトレーサビリティや森林破壊防止の取り組みを進めている。今後重要になるのは、持続可能性要件が強まるか弱まるかという単純な問題ではなく、誰がその基準を決め、どの市場で、どのような形で適用し、そのために必要となるコストや責任を誰が負担するのかという問題である。

日本の飼料原料調達にとっても、ブラジル大豆をめぐるこうした制度変化を、EU だけの環境規制やブラジル国内だけの政治問題として捉えるべきではない。持続可能性をめぐるルールの変化が、取引条件、情報管理、調達先の選択、さらには調達コストにどのように影響するのかを継続的にみていく必要がある。また、こうした持続可能性に関する情報を、日本の消費者にもどのように伝えていくのかということも、サプライチェーンにかかわる当事者にとって重要な課題になってくるのではないかと考える。

¹ UNComTrade comtrade.un.org 最終アクセス日：2026 年 9 月 15 日

² 佐野聖香（2023）「新興国ブラジルの農業・食料分野にみられるリスクとその対応」『国際経済』第 75 巻，63–90 頁。

DOI:<https://doi.org/10.5652/kokusaikeizai.kk2023.f05>

-
- ³ Greenpeace International, Annual Report 2006,
<https://www.greenpeace.org/international/publication/19720/annual-report-2006/>
最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ⁴ Greenpeace Japan, 「ついに アマゾンの森林破壊が 2 年間停止に！ーグリーンピースとマクドナルドがカーギル社など大豆取引業者を説得」, 26/07/2006.
https://www.greenpeace.org/japan/press-release/press-release_48128/ 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ⁵ Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (IBGE), “IBGE launches unprecedented map of Biomes and Coastal-Marine System,” 2019.
<https://agenciadenoticias.ibge.gov.br/en/agencia-press-room/2185-news-agency/releases-en/25812-ibge-lanca-mapa-inedito-de-biomas-e-sistema-costeiro-marinho-2> 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ⁶ Grupo de Trabalho da Soja (GTS), *Moratória da Soja: Desmatamento-zero na Amazônia — Safra 2022/23*, 2024.
<https://moratoriadasoja.com.br/media/public/monitoring/pt-e3112f6d-7cf8-47c5-9c9e-ce5c43bea558.pdf>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ⁷ なお、その一方で、森林破壊の他地域・他用途への移転、対象地域がアマゾン・バイオームに限定されていること、国内法を超える民間基準によって生産者の市場アクセスが制限されることなど、その限界や公平性をめぐる議論も多い。例えば、以下の論文があげられる。Bastos Lima, M. G. and Persson, U. M. (2020), “Commodity-Centric Landscape Governance as a Double-Edged Sword: The Case of Soy and the Cerrado

Working Group in Brazil,” *Frontiers in Forests and Global Change*, 3(27), pp.1-17, DOI:

<https://doi.org/10.3389/ffgc.2020.00027>, Rausch, L. L. and Gibbs, H. K. (2021), “The Low Opportunity Costs of the Amazon Soy Moratorium,” *Frontiers in Forests and Global Change*, 4(621685), pp.1-6, <https://doi.org/10.3389/ffgc.2021.621685>

- ⁸ Gibbs, H. K., Rausch, L., Munger, J., Schelly, I., Morton, D. C., Noojipady, P., Soares-Filho, B., Barreto, P., Micol, L. and Walker, N. F. (2015), “Brazil’s Soy Moratorium,” *Science*, 347(6220), pp. 377–378. DOI:

<https://doi.org/10.1126/science.aaa0181>

Heilmayr, R., Rausch, L. L., Munger, J. and Gibbs, H. K. (2020), “Brazil’s Amazon Soy Moratorium reduced deforestation,” *Nature Food*, 1(12), pp. 801–810. DOI:

<https://doi.org/10.1038/s43016-020-00194-5>

- ⁹ 佐野聖香 (2023)「新興国ブラジルの農業・食料分野にみられるリスクとその対応」『国際経済』第75巻, 63–90頁。

DOI:<https://doi.org/10.5652/kokusaikeizai.kk2023.f05>

- ¹⁰ Aprosoja Mato Grosso (2018), “Moratórias do Cerrado e da Amazônia são temas de reunião,” 25 September 2018.

<https://aprosoja.com.br/comunicacao/release/moratorias-do-cerrado-e-da-amazonia-sao-temas-de-reuniao>, 最終アクセス日：2026年9月9日

- ¹¹ Assembleia Legislativa do Estado de Mato Grosso (2024), *Lei Ordinária n° 12.709, de 24 de outubro de 2024*, art. 2°.

<https://leisestaduais.com.br/mt/lei-ordinaria-n-12709-2024-mato-grosso-estabelece-criterios-para-a-concessao-de->

[incentivos-fiscais-e-concessao-de-terrenos-publicos-para-empresas-do-setor-agroindustrial-com-o-objetivo-de-promover-a-livre-iniciativa-o-desenvolvimento-dos-municipios-e-a-reducao-das-desigualdades-sociais-e-regionais-e-da-outras-providencias-2024-10-24-versao-original](#), 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日

- ¹² Assembleia Legislativa do Estado de Rondônia (2024), *Lei Ordinária nº 5.837, de 26 de julho de 2024*, art. 2º.
<https://sapl.al.ro.leg.br/norma/12191>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ¹³ Supremo Tribunal Federal (2024), *Ação Direta de Inconstitucionalidade (ADI) 7774*, protocolada em 24 de dezembro de 2024.
<https://portal.stf.jus.br/processos/detalhe.asp?incidente=7043441>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日, Supremo Tribunal Federal (2024), “STF suspende lei do Mato Grosso que restringe benefícios fiscais a empresas do setor agroindustrial,” 27 December 2024.
<https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-suspende-lei-do-mato-grosso-que-restringe-beneficios-fiscais-a-empresas-do-setor-agroindustrial/>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ¹⁴ Supremo Tribunal Federal (2024), “STF suspende lei do Mato Grosso que restringe benefícios fiscais a empresas do setor agroindustrial,” 27 December 2024.
<https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-suspende-lei-do-mato-grosso-que-restringe-beneficios-fiscais-a-empresas-do-setor-agroindustrial/>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日, Supremo Tribunal Federal (2025), “STF restabelece norma do

MT que restringe benefícios a quem adere à Moratória da Soja,” 30 April 2025.

<https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-restabelece-norma-do-mt-que-restringe-beneficios-a-quem-adere-a-moratoria-da-soja/>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日

- ¹⁵ Conselho Administrativo de Defesa Econômica (CADE) (2025), “SG/Cade instaura processo administrativo e impõe medida preventiva sobre a Moratória da Soja,” 18 August 2025. <https://www.gov.br/cade/pt-br/assuntos/noticias/sg-cade-instaura-processo-administrativo-e-impoe-medida-preventiva-sobre-a-moratoria-da-soja>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ¹⁶ Conselho Administrativo de Defesa Econômica (CADE) (2025), “SG/Cade instaura processo administrativo e impõe medida preventiva sobre a Moratória da Soja,” 18 August 2025. <https://www.gov.br/cade/pt-br/assuntos/noticias/sg-cade-instaura-processo-administrativo-e-impoe-medida-preventiva-sobre-a-moratoria-da-soja>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日, Conselho Administrativo de Defesa Econômica (CADE) (2025), “Tribunal do Cade mantém medida preventiva sobre moratória da soja, com efeito a partir de 2026,” 30 September 2025. <https://www.gov.br/cade/pt-br/assuntos/noticias/tribunal-do-cade-mantem-medida-preventiva-sobre-moratoria-da-soja-com-efeito-a-partir-de-2026>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ¹⁷ Supremo Tribunal Federal (2025), “STF determina suspensão de ações que discutem a Moratória da Soja,” 5 November 2025. <https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-determina->

[suspensao-de-acoes-que-discutem-a-moratoria-da-soja/](#), 最終
アクセス日：2026 年 9 月 9 日

- ¹⁸ Supremo Tribunal Federal (2026), “STF reconhece validade da Moratória da Soja e determina fim de ações sobre acordo,” 12 August 2026, julgamento conjunto das ADIs 7774 e 7775. <https://noticias.stf.jus.br/postsnoticias/stf-reconhece-validade-da-moratoria-da-soja-e-determina-fim-de-acoes-sobre-acordo/>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ¹⁹ Regulation (EU) 2025/2650 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2025 amending Regulation (EU) 2023/1115 as regards certain obligations of operators and traders. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/2650/oj>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日
- ²⁰ Regulation (EU) 2023/1115 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj>, 最終アクセス日：2026 年 9 月 9 日